

各 位

2024年4月11日
SBI VC トレード株式会社

トラベルルール対応ソリューション「TRUST」導入予定のお知らせ
～国内暗号資産交換業者間の入出庫をワンストップで対応可能に～

SBI VC トレード株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：近藤 智彦、以下「当社」）は、2024年4月24日（水）より、トラベルルールに対応するソリューションとして2023年6月1日より導入している Sygna に加え、新たに TRUST を導入することをお知らせいたします。

これにより、これまで国内業者間で採用するトラベルルール対応ソリューションの違いから、他の暗号資産交換業者との直接の入出庫が行うことができなかった TRUST 導入業者（株式会社 bitFlyer、コインチェック株式会社）との送付、受け取りを可能とする仕組みを当社内で構築し、お客様が国内暗号資産業者間の暗号資産の移動を安全に行える環境を整備してまいります。

《ご注意》

1. TRUST 経路による当社への入庫：

株式会社 bitFlyer、コインチェック株式会社から当社への入庫は、現時点で実施可能時期は未定となっております。各社のトラベルルール対応につきましては、ご利用の各業者にお問い合わせください。

2. TRUST 経路による当社からの出庫：

当社から株式会社 bitFlyer、コインチェック株式会社への出庫は、導入日より実施可能です。



記

トラベルルールとは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のために国際的に定められたもので、「お客様からの依頼を受けて暗号資産の送付を行う暗号資産交換業者は、送付人の方と受取人の方に関する情報を、受取人先の暗号資産交換業者に通知しなければならない」というルールです。

トラベルルールは2023年6月1日の改正犯収法により国内で義務付けられ、トラベルルールに対応するため国内の暗号資産交換業者では主に Sygna と TRUST という 2 種類のソリューションが使われております。しかしながら、異なるソリューションを利用する暗号資産交換業者間での直接的な入出庫はできず、送付する場合はプライベートウォレット等を介する必要がありました。

このたび、当社が Sygna と TRUST の両ソリューションを導入し、国内の暗号資産交換業者間の入出庫をワンストップで繋ぐハブとしての役割を担うことで、AML/CFT の強化、お客さまの利便性の向上、ひいては暗号資産業界の発展に寄与するものと確信しております。

■ トラベルルール対応について（一般社団法人日本暗号資産取引業協会）
<https://jvcea.or.jp/news/main-info/20220301-001/>

＜トラベルルールの対象＞



※当社から出庫可能な国内暗号資産交換業者については以下をご覧ください。
https://www.sbivc.co.jp/faqs/content/travelrule_04

なお、TRUST 導入による海外の暗号資産交換業者との接続については、接続テストが完了した業者について、都度お知らせして参ります。

当社では SBI グループが掲げる「顧客中心主義」の理念のもと、お客さま視点に立ったサービスを実現してまいります。今後ともご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

(SBI VC トレード株式会社)

＜暗号資産を利用する際の注意点＞

暗号資産は、日本円、ドルなどの「法定通貨」とは異なり、国等によりその価値が保証されているものではありません。

暗号資産は、価格変動により損失が生じる可能性があります。

暗号資産は、移転記録の仕組みの破綻によりその価値が失われる可能性があります。

当社が倒産した場合には、預託された金銭及び暗号資産を返還することができない可能性があります。

当社の取り扱う暗号資産のお取引にあたっては、その他にも注意を要する点があります。お取引を始めるに際しては、「取引約款」、「契約締結前交付書面」等をよくお読みのうえ、取引内容や仕組み、リスク等を十分にご理解いただきご自身の判断にてお取引くださるようお願いいたします。

秘密鍵を失った場合、保有する暗号資産を利用することができず、その価値を失う可能性があります。

暗号資産は支払いを受ける者の同意がある場合に限り、代価の支払いのために使用することができます。

＜暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行う場合の主な注意点＞

暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要は、「暗号資産取引説明書」に定める通りです。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うためには、あらかじめ日本円又は暗号資産（当社にて取扱いのある暗号資産に限り）で証拠金を預託頂く必要があります。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、少額の資金で証拠金を上回る取引を行うことができる一方、急激な暗号資産の価格変動等により短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うことや、取引額が証拠金の額を上回るため、証拠金等の額を上回る損失が発生する場合があります。当該取引の額の当該証拠金等の額に対する比率は、個人のお客様の場合で最大2倍、法人のお客様の場合は、一般社団法人日本暗号資産取引業協会が別に定める倍率（法人レバレッジ倍率）です。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、元本を保証するものではなく、暗号資産の価格変動により損失が生じる場合があります。「暗号資産取引説明書」等をよくお読みのうえ、リスク、仕組み、特徴について十分に理解いただき、ご納得されたうえでご自身の判断にて取引を行って頂きますようお願いいたします。

商号等： SBI VC トレード株式会社（第一種金融商品取引業者、暗号資産交換業者）
第一種金融商品取引業： 関東財務局長（金商）第 3247 号
暗号資産交換業： 関東財務局長 第 00011 号
加入協会： 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会（会員番号 1011）

本プレスリリースに関するお問い合わせ先

SBI VC トレード株式会社 企画営業部 03-6229-1166